



法人プロフィール

- 設立：2002年
- 事業内容：兵庫県公安委員会指定
犯罪被害者等早期援助団体
- 支援員数：35名（うち犯罪被害相談
員6名）（2015年10月現在）
- URL：http://www.supporthyogo.
org/

犯罪被害者の被害回復のための休暇

万に備える
休暇制度職場の理解が被害回復の
支援につながる

ポイント

犯罪被害者の方々に休暇制度が必要な理由は

- ① 被害によって生じる心身の不調からの回復を目的として
- ② 警察の事情聴取や裁判などの刑事手続き等のため

ひょうご被害者支援センターでは、事件や交通事故等の被害にあった方、そのご家族、ご遺族らの心のケアや裁判所に付き添うなどの支援活動を行っている。また、社会全体が被害者等を総合的にサポートできる環境づくりに向けてさまざまな活動に取り組んでいる。

今回は事務局長の田中実恵子さんと支援コーディネーター・犯罪被害相談員の遠藤えりなさんに、犯罪被害にあわれた方の現状と同センターの活動についてお話しいただいた。

被害者支援の必要性を知ってほしい

自分や家族が犯罪の被害にあってしまった、大切な人を事件や交通事故等で亡くしてしまった、このような出来事があると、さまざまな痛みを抱えることになります。被害直後だけでなく、犯人が逮捕され、裁判が終わっても、身体の傷が癒えても、すべてが被害にあう前の状態に戻ることはありません。また、警察や裁判所に出向くといった必要が出てくることもあり、被害からの回復には、心身のケアに加えて、そうしたことに

寄り添う支援も大切になります。しかし、十分な支援を受けることなく、悩み、苦しんでいる方が多くいらっしゃいます。

犯罪被害にあうと、生命や身体、財産等に対する直接的な被害だけでなく、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職等による経済的困難、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材・報道等、それまでに経験したことのないさまざまな問題に苦しめられます。これらは二次的被害と言われます。

職場の人の理解が助けになります

当センターでは主に、電話や面接による相談、必要に応じて警察や検察庁、裁判所、病院等への付き添い等のサポート、被害者の現状や被害者支援の必要性をご理解いただくための広報活動を行っています。

お子さんを事件で亡くしたあるお父様が10回近く開かれた裁判員裁判のすべてに出られていたのを支援したときのこと。会社員の方ですので、「仕事はどうされていますか」と尋ねると、会社がその方の状況をよく理解し、背中を押してくださったとのことでした。

しかし、このような例は稀です。犯罪被害にあうと、事情聴取、証拠提出等で何度も警察に出向かなければならず、また病院に通うなど、それらに多くの時間を割かざるを得なくなります。さらに裁判所への出頭・傍聴や、弁護士との打合せが必要となる場合もあり、年次有給休暇だけでは対応できなかつたりして、裁判の傍聴をあきらめたり、場合によっては退職される方もいます。

先に述べたお父様のような職場であれば、それがどんなに助けになるか、多くの方の支援を通してつくづく実感しています。

被害者にも加害者にもさせないために

当センターで2010年に始めた「命の大切さを学ぶ授業」は、県内の中学校を中心に、これまでに延べ4万人の児童・生徒に、犯罪被害者のご遺族がその痛みや心情、周囲の皆さんに望むことなどをお話しされました。



田中事務局長(左)と遠藤相談員

兵庫県ではいま4人のご遺族が講師をされていて、子どもたちを犯罪の被害者にも加害者にもさせない、その一心で、つらいながらも活動を続けておられます。

この活動がきっかけで、今年は企業から初めて講演依頼があり、神戸市の警備会社(株)セプレ24で一井彩子さんが講演をされました。一井さんは1995年に当時15歳だったご長男を集団暴行で失いました。悲しみや近隣者からの心ない言動による二次的被害の苦しみなどを話され、「犯罪を未然に防ぐことで被害者も生まれない」と呼びかけていました。続いて、尼崎信用金庫からも依頼があり、これらを機に、企業から同様の依頼が増えることを期待しているところです。

今年は企業向けのパンフレット「職場の誰かが犯罪被害にあったとき—そのとき会社は—」を作成しました。企業への活動では、日本財団の支援を受けて専任



企業向けパンフレット

者が県内企業に被害者支援活動を知っていただくための活動をしています。職場のどなたかが犯罪被害にあったとき、どう関わったらよいか、また、会社としてどのような支援ができるのか、助言や情報が必要でしたら当センターへぜひご相談ください。

事業者のみなさまへ

犯罪被害者の方が仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復のための休暇について考えてみませんか？

この休暇の具体的な導入方法としては、右のようなものが考えられます。

- ① 特別な休暇制度(例：裁判員休暇、リフレッシュ休暇など)の1つとして「犯罪被害者等休暇制度」を創設
- ② 既存の特別な休暇制度を活用
- ③ 社内広報等において、犯罪被害者等となった従業員については、それぞれのケースに応じて必要な休暇を付与する旨を周知